

承認フローの一例

総務課の総務・企画系の係員が起案をした場合

- (1) 所管課の課長の承認を受ける場合は、①のルートで終了です。
- (2) 人事課の合議をする場合は、①のルート後、②のルートに進みます。
- (3) 部長の承認を受ける場合は、課長の承認後、③のルートに進みます。
(1)の所管課の課長から部長に回議する場合と、(2)のように合議を経て回議する場合があります。
- (4) 他の部の部長の合議をする場合は、③の後、④のルートに進みます。
- (5) 理事長の承認を受ける際には、部長回議後に⑤のルートに進みます。
下表の事例では、最短で理事長に回議するルートは①→③→⑤となります。最長のルートは①→②→③→④→⑤となります。

